

会津若松市入札参加資格登録業者 各位  
(「建設工事」に登録のある事業者の皆様)

会津若松市長 室井 照平  
(公印省略)

本市発注建設工事における社会保険未加入対策の強化について (通知)

このことについて、国及び県等の取組に準じ、下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1 概要

建設業における社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）未加入対策については、建設産業の担い手確保及び公平で健全な競争環境の構築の観点から、全国的に取り組まれていることを受け、本市発注の建設工事においても、以下の取組を行うものです。

(1) 受注者は、原則として、社会保険未加入業者を下請負人（2次以下の下請を含む。）としてはならない。

（現行は、受注者と社会保険未加入業者の1次下請契約を原則禁止）

(2) 受注者は、市に提出する「請負代金内訳書」において、社会保険に係る法定福利費を明示しなければならない。

2 施行期日

平成30年10月1日

（同日以降に市と工事請負契約（変更契約を含む。）を締結する案件から適用）

※ 詳細は、別紙の資料によりご確認ください。